

船舶事故調査報告書

令和5年9月1日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年3月29日 07時00分ごろ
発生場所	宮城県石巻市桂島西方沖 萩浜灯台から真方位234° 1.1海里付近 (概位 北緯38° 21.7′ 東経141° 25.1′)
事故の概要	漁船第十一昭栄丸は、操業中、甲板員が養殖わかめが付いた幹縄と幹縄を吊り上げる金属フックとの間に左手指を挟まれて負傷した。
事故調査の経過	令和4年4月26日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一昭栄丸、1.9トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-52875（漁船登録番号）、個人所有
甲板員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか1人が乗り組み、桂島西方沖の養殖施設に到着した後、養殖わかめの収穫作業を開始した。</p> <p>甲板員Aは、左舷船尾部に立ち、養殖わかめが付いた幹縄を海中から吊り上げようと、後部甲板上に設置されたクレーンを舷外に振り出し、クレーンのジブの先端に取り付けられた金属製フックを幹縄に両手で引っ掛けた後、クレーンの操作リモコンを右手で持って吊り上げ側に操作した。</p> <p>甲板員Aは、幹縄がクレーンで吊り上げられるのに伴い、自重で垂れ下がっているのを見て、とっさに金属製フックで引っ掛けていた幹縄を左手で支えようとしたところ、船体動揺により金属製フックと幹縄との間に隙間が生じた際、左手指を挟まれた。</p> <p>本船は、甲板員Aが、自身でリモコンを操作してクレーンを止め、本事故の発生に気付いた船長は、幹縄を吊り下げて甲板員Aを救助した後、119番通報を行い、収穫作業を中止して石巻市牧ノ浜漁港に帰港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で石巻市内の病院に搬送され、左示指基節骨開放骨折と診断された。</p> <p>本船の乗組員は、本事故当時、全員がカッパの上下、ベスト型の救命胴衣及びゴム手袋を着用し、防寒用帽子をかぶっていた。</p>

<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、養殖わかめの収穫作業中、甲板員Aが左舷船尾部でクレーンを使用して幹縄を吊り上げる際、幹縄が自重で垂れ下がっているのを視認し、とっさに金属製フックで引っ掛けていた幹縄を左手で支えようとしたことから、船体動揺により金属製フックと幹縄との間に生じていた隙間に左手指が挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、養殖わかめの収穫作業中、甲板員Aが左舷船尾部でクレーンを使用して幹縄を吊り上げる際、幹縄が自重で垂れ下がっているのを視認し、とっさに金属製フックで引っ掛けていた幹縄を左手で支えようとしたため、船体動揺により金属製フックと幹縄との間に生じていた隙間に左手指が挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、クレーン等で幹縄を吊り上げる際、船体動揺によって金属製フックと幹縄との間に張力が掛かったり緩んだりすることがあるので、不用意に手を近づけないこと。</li> </ul>